

認可保育所整備の手引き

令和7年9月版
柏市保育運営課

目 次

1	趣旨	1
2	保育所とは	1
3	保育所の設置	2
	(1) 設置について	2
	(2) 事業主体	2
4	整備方法	2
	(1) 自主整備	2
	(2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備	3
	(3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備	3
5	整備費補助金	3
	(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【国】	4
	(2) 保育対策総合支援事業費補助金【国】	4
6	施設の設備等	5
	(1) 保育室・園庭	5
	(2) その他必要な設備	5
	(3) 避難路	6
	(4) 駐車場・駐輪場	6
	(5) 整備予定地における注意事項	6
7	近隣説明	8
8	よくある質問と回答	8
9	主な遵守法令・通知	8

1 趣旨

この資料は、柏市内における保育所の整備について、基本的事項及び注意事項を要約したものです。保育所整備をお考えの事業者の方は御参考ください。

なお、整備にあたっては、関係法令等を精査するとともに関係機関と十分な協議を要します。

2 保育所とは

保育所とは、仕事や病気などにより家庭で保育が出来ない保護者に代わって、就学前までのお子さんを保育する施設です。

児童福祉法第 39 条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 20 人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

【参考 種類による違い】

種類	対象	定員	備考
保育所	0 歳児～5 歳児	20 人以上※	必要敷地面積 60 名定員の場合、 約 700 m ² 程度 90 名定員の場合、 約 1,000 m ² 程度
小規模保育事業 A 型	0 歳児～2 歳児	6～19 人以下	必要床面積 19 名定員の場合、 約 100 m ² 程度
認定こども園	0 歳児～5 歳児		

※柏市の公募においては、90 人以上を原則に最低 60 人以上としています。

3 保育所の設置

柏市において保育所を設置する場合，柏市長の認可・確認が必要です。

児童福祉法第 35 条第 4 項

国，都道府県及び市町村以外の者は，厚生労働省令の定めるところにより，都道府県知事※の認可を得て，児童福祉施設を設置することができる。

※政令指定都市長，中核市長に読み替え。

(1) 設置について

就学前児童数の推移や待機児童数，保育所等の整備状況や他の整備計画の有無などを考慮し，保育需要，事業計画，財務状況，運営状況などを市で総合的に審査して判断します。

(2) 事業主体

新たに保育所を設置する場合の事業主体は，原則として社会福祉法人のほか，学校法人，株式会社，有限会社，医療法人 NPO 法人等の法人格を有する者（政治的な目的のために結成された法人を除く。）とします。

4 整備方法

いずれの場合においても，開園日は原則として各年度 4 月 1 日です。

(1) 自主整備

事業者が整備費補助金を活用せず，自己資金で整備する方法となります。整備計画地域の開園年度の利用定員見込み数が，第三期柏市子ども・子育て支援事業計画の確保方策を下回る場合には，認可保育所整備について御相談を受け付けています。

なお，公募応募時と同様の審査が必要となります。

※認可申請に係る審査基準その他関係法令に適合しない場合，認可されない場合があります。

(2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備（新設）

事業者が確保した用地において、国及び柏市からの補助金を受けて保育所を整備するもので、対象は社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人に限ります。

なお、当該補助金の交付を受けるには、公募により選定される必要があります。

(3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備（改修）

事業者が確保した建物「賃貸物件」において、国及び柏市からの補助金を受けて保育所を整備するもので、対象は法人格を有する者（政治的な目的のために結成された法人を除く。）です。

なお、当該補助金の交付を受けるには、公募により選定される必要があります。

5 整備費補助金

整備費補助金に係る基準額、補助額及び対象経費については以下のとおりです。

なお、令和6年12月時点での内容であり、要綱改正や国の審査等により変更となる場合があります。そのため、当該内容での交付をお約束するものではありませんのでご了承ください。

【参考 補助金の種類】

設置主体	整備方法	補助金
法人格を有する者	自主整備	補助金なし（自己資金）
社会福祉法人等	新設	【国・市】 就学前教育・保育施設整備交付金
法人格を有する者	改修	【国・市】 保育対策総合支援事業費補助金

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【国】

ア 基準額

【参考 基準額例（定員 60 名の場合）】

本体工事費	119,200 千円
特殊付帯工事	13,010 千円
※設計料加算	6,610 千円（上記 2 項目の 5%）
開設準備費加算	1,440 千円（基準単価 24 千円×増加定員数）
土地賃借料加算	19,000 千円
基準額合計	159,260 千円

【参考 基準額例（定員 90 名の場合）】

本体工事費	155,000 千円
特殊付帯工事	13,010 千円
※設計料加算	8,400 千円（上記 2 項目の 5%）
開設準備費加算	1,710 千円（基準単価 19 千円×増加定員数）
土地賃借料加算	19,000 千円
基準額合計	197,120 千円

イ 補助額 3/4（国 2/3・市 1/12）

① 国（対象経費 2/3 と基準額を比較して低い方の額）

② 市（①×3/2×1/12）

ウ 対象経費

建築工事費（外構工事費を除く），特殊付帯工事費（太陽光発電設備等），実施設計費，設計監理費，一部備品費（消耗品除く），新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む），定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金

(2) 保育対策総合支援事業費補助金【国】

ア 基準額

74,374 千円（増加定員 60 名以上の場合）

イ 補助額

基準額と対象経費を比較して低い方の額の 3/4

(国 2/3・市 1/12)

ウ 対象経費

改修費，一部備品費（消耗品を除く），整備年度中の賃借料及び礼金

6 施設の設備等

乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室及び屋外遊戯場の面積等については，年齢ごとの定員との関係に注意してください。

なお，設備の基準は，柏市基準条例，その他関係法令及び通知等に定めるものを要件とするほか，柏市私立保育所等設備基準（指導基準）を満たす必要があります。

【参考 各面積基準】

保育室等	柏市指導基準	柏市最低基準	国面積基準
0 歳	4.95 m ² 以上 / 人	3.3 m ² 以上 / 人	1.65 m ² 以上 / 人
1 歳			3.3 m ² 以上 / 人
2～5 歳	3.0 m ² 以上 / 人	1.98 m ² 以上 / 人	1.98 m ² 以上 / 人
園庭 (2～5 歳定員に対し)	3.3 m ² 以上 / 人	3.3 m ² 以上 / 人	3.3 m ² 以上 / 人

(1) 保育室・園庭

ア 乳児室，ほふく室，保育室及び遊戯室の面積は，壁芯面積ではなく，有効内法面積で確保してください。

イ 2～5 歳児室の面積の計算に当たっては，遊戯室の有効内法面積を合算することも可とします。ただし，各保育室ごとに柏市最低基準に規定する面積を下回ってはなりません。

ウ 2 歳未満児の乳児室等と 2 歳以上児の保育室とは別の室とし，天井までの壁等で仕切られた独立の室としてください。

エ 原則として，保育園敷地内かつ地上に園庭を確保してください。

(2) その他必要な設備

ア 2歳未満児用

手洗い設備，調乳設備，沐浴，便所（便器及び手洗い場，汚物処理設備）

イ 2歳以上児用

手洗い設備，便所（便器及び手洗い場）

ウ 医務室又は保健室

ベビーベッド等

エ 調理室

調理室前室，食品保管庫，下処理室，検収室，調理員休憩室及び便所

オ 事務室

職員用便所

カ その他

収納

(3) 避難路

ア 各保育室に非常口を2か所設置するとともに，一方の避難路上で火災等が発生した場合でも避難が可能なよう，2方向の避難路を確保してください。

イ 避難路は各保育室から建物外に出て公道まで避難できるものとし，2経路以上確保してください。

ウ 最終的な避難先が同一公道となる場合は，各避難位置が原則10m以上離れている必要があります。

エ 避難路の幅は原則1.5m以上確保してください。

オ 避難経路の重複は認められません。

(4) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場の設置は，周辺地域と交通問題を生じさせないよう，保育園の整備予定地の状況から自動車・自転車による送迎が見込まれる場合は，十分な駐車・駐輪スペースを確保するほか，駐車方法を工夫するなどしてください。

(5) 整備予定地における注意事項

以下の項目について、検討・確認が必要です。

ア 近隣の既存園の状況

近隣周辺に既存の認可保育施設及び幼稚園がない場所を整備予定地としてください（地域の待機児童数や既存認可保育園等の環境によって需要が変化するため、特定の距離は定めていません）。

イ 都市計画区域・用途地域の確認

募集対象地域は市街化区域内（工業専用地域及び工業地域を除く。）となるため、整備予定地が対象地域であるか柏市公開型GIS等を活用し、確認してください。

「柏市公開型GIS（柏市ホームページ）」

https://www.sonicweb-asp.jp/kashiwa/map?theme=th_14#pos=139.9785407917274%2C35.865172469213775&scale=60000

ウ 生産緑地の該当

生産緑地の指定解除等、当該地での4月1日開園での整備が可能であるか確認してください。

エ 農地転用の要否

整備予定地が農地である場合は、農地転用許可の見込についてあらかじめ確認してください。

オ 前面・近隣道路の状況

自動車・自転車での送迎が見込まれることから、道路幅が狭い、交通規制が多い、死角が多い等、危険性が高い場所は、整備予定地として認められない可能性があります。

カ 下水・排水の整備状況

整備予定地内において、埋設されている配管等の有無及び周辺の給排水設備の整備状況を確認してください。

配管等の除去、整備が必要な場合は、4月1日開園の工期を確保してください。

キ 風営法の制限に係る状況

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第1条の目的を考慮し、周辺に同法2条に該当する営業所が

ない場所を整備予定地としてください。

なお、整備予定地周辺の風営法該当営業所の有無及び禁止区域の距離については管轄の警察署又は、千葉県警察本部に確認してください。

7 近隣説明

選定された場合には、応募事業者の責任において、周辺地域の方々への計画の事前説明を行い、頂いた意見は可能な限り施設整備、運営計画に反映するなど、誠意をもって対応してください。

8 よくある質問

No.	質問	回答
1	事務室と医務室は兼用でも構いませんか。	カーテン等で区画できる場合は事務室との兼用を可とします。
2	代替園庭，屋上園庭の要件を確認したい。	柏市では，原則，保育園敷地内かつ地上へ園庭を確保する必要があります。ただし，土地の確保が極めて困難である都市部等の場合に協議を承っております。

9 主な遵守法令・通知

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和 22 年厚生労働省令第 11 号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (4) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
- (5) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成 24 年柏市条例第 40 号）
- (6) 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成 26 年柏市条例第 30 号）
- (7) 柏市私立保育所等設備基準（平成 27 年 8 月 1 日制定）
- (8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（厚生労働省通知平成 26 年 9 月 5 日）

(9) 「保育所の設置認可等について」の一部改正について（厚生労働省通知平成26年12月12日）